



三重県公報

平成24年12月28日 (金)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
63	三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	(地域福祉国保課)	5
64	三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子育て支援課)	11
65	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(健康福祉総務課)	14
66	医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例	(医療企画課)	30
67	三重県が管理する県道の整備に関する条例	(道路建設課)	32
68	三重県公告式条例の一部を改正する条例	(法務・文書課)	33
69	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町行財政課)	34
70	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例	(総務課)	37
71	知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	40
72	三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(地域医療推進課)	41
73	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務・債権管理課)	42
74	三重県女性相談所条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	44
75	認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	45
76	三重県都市公園条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	46
77	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例	(下水道課)	47
78	三重県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	49
79	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部)	53
80	三重県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例	(担い手育成課)	54

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第 63 号）
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による生活保護法の一部改正等に鑑み、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第 64 号）
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会福祉法の一部改正等に鑑み、売春防止法に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第 65 号）
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正等に鑑み、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（条例第 66 号）
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による医療法の一部改正等に鑑み、病床数の補正の基準、専属薬剤師の設置並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県が管理する県道の整備に関する条例（条例第 67 号）
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正等に鑑み、県道の構造の技術的基準等を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県公告式条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）
 - 1 条例の一斉点検・見直しにより、条例及び規則等の公布等に関する規定の整備を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第 70 号）
 - 1 県民サービスの視点及び地域の特性を踏まえ、県組織全体として、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を着実に推進していくことを目指して、地域機関の見直しを行うため、行政機関の設置に係る規定の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 71 号）

- 1 港湾改修工事に係る不適正な事務処理によって県政に対する信頼を損なうこととなったことに鑑み、県政の責任者である知事の責任を明らかにし、その給料を減額するための改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第 72 号）

- 1 三重県医療施設耐震化臨時特例基金の設置の目的となる事業の実施期限等に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 73 号）

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、地方消費税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日（一部公布の日、平成 27 年 10 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県女性相談所条例の一部を改正する条例（条例第 74 号）

- 1 条例の一斉点検・見直しにより、三重県女性相談所の業務に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 75 号）

- 1 非常災害の発生時における安全確保のための具体的計画の策定及び施設における子どもの人権の擁護、虐待の防止等の取組の強化の必要性等に鑑み、認定こども園の施設の運営等に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第 76 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正等に鑑み、都市公園の配置及び規模の基準等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第 77 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正等に鑑み、流域下水道の構造の基準等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 78 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正等に鑑み、県営住宅及び共同施設の整備基準等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第 79 号）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例（条例第 80 号）

- 1 地域農業改良普及センターの設置について三重県行政機関設置条例で定めることに伴い、三重県地域農業改良普及センター条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十三号

三重県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 救護施設（第十条―第十五条）
- 第三章 更生施設（第十六条―第二十条）
- 第四章 授産施設（第二十一条―第二十五条）
- 第五章 宿所提供施設（第二十六条―第二十九条）
- 第六章 医療保護施設（第三十条）
- 第七章 雑則（第三十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十九条第一項及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、法第三十八条第一項の保護施設（以下「保護施設」という。）及び社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設（以下「事業授産施設」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第二条 救護施設、更生施設、授産施設（法第三十八条第一項第四号の授産施設及び事業授産施設をいう。第四章において同じ。）及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）並びに医療保護施設の設置者は、利用者（保護施設を利用する要保護者及び事業授産施設を利用する者をいう。以下同じ。）に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第三条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災対策について十分考慮されたものでなければならない。

（職員の資格要件）

第四条 救護施設等の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活指導員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第五條 救護施設等の職員は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

(苦情への対応)

第六條 救護施設等の設置者は、利用者の処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業授産施設を除く救護施設等の設置者は、利用者に対して行った処遇に関し、法第十九条第四項の保護の実施機関（次項において「実施機関」という。）から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言の趣旨を踏まえ、適切な措置を行うよう努めるものとする。

4 救護施設等の設置者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第七條 救護施設等の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知しなければならない。

2 救護施設等の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(利用者の人権擁護)

第八條 救護施設等の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するよう努めなければならない。

(帳簿の整備)

第九條 救護施設等の設置者は、設備、職員、会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかななければならない。

第二章 救護施設

(規模)

第十條 救護施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であつて入所者が二十人以下のもの（以下この章において「サテライト型施設」という。）を設置するときは、五人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 救護施設において、被保護者の数の占める割合は、入所者の総数のおおむね百分の八十以上でなければならない。

(施設設備)

第十一條 救護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）

は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二の耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第九号の三の準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、この限りでない。

2 救護施設は、当該施設の用に供する専用の設備として次の各号に掲げるものを設けなければならない。ただし、規則で定めるときは、この限りでない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 集会室
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 宿直室
- 十二 介護職員室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場
- 十五 汚物処理室
- 十六 霊安室

3 前項第一号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室を設けるものとする。

4 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（サテライト型施設の設備）

第十二条 サテライト型施設の施設設備の基準は、前条に規定する基準に準ずるものとする。

（職員の配置）

第十三条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かななければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 介護職員
- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十四条 救護施設の設置者は、入所者に係る給付金で規則で定めるもの（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(その他設備等に関する基準)

第十五条 この章に定めるもののほか、救護施設の設備、職員及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三章 更生施設

(規模)

第十六条 更生施設は、三十人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設において、被保護者の数の占める割合は、入所者の総数のおおむね百分の八十以上でなければならない。

(施設設備)

第十七条 更生施設には、当該施設の用に供する専用の設備として次の各号に掲げるものを設けなければならない。ただし、規則で定めるときは、この限りでない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 集会室
- 四 食堂
- 五 浴室
- 六 洗面所
- 七 便所
- 八 医務室
- 九 作業室又は作業場
- 十 調理室
- 十一 事務室
- 十二 宿直室
- 十三 面接室
- 十四 洗濯室又は洗濯場

2 第十一条第一項の規定は、更生施設について準用する。

3 前二項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第十八条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。

- 一 施設長
- 二 医師
- 三 生活指導員
- 四 作業指導員

- 五 看護師又は准看護師
- 六 栄養士
- 七 調理員

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十九条 給付金として支払を受けた金銭の管理については、第十四条の規定は、更生施設について準用する。

(その他設備等に関する基準)

第二十条 この章に定めるもののほか、更生施設の設備、職員及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四章 授産施設

(規模)

第二十一条 授産施設は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 授産施設において、被保護者の数の占める割合は、利用者の総数のおおむね百分の五十以上でなければならない。ただし、事業授産施設にあつては、この限りでない。

(設備)

第二十二条 授産施設には、当該施設の用に供する専用の設備として次の各号に掲げるものを設けなければならない。ただし、規則で定めるときは、この限りでない。

- 一 作業室
- 二 作業設備
- 三 食堂
- 四 洗面所
- 五 便所
- 六 事務室

- 2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第二十三条 授産施設には、次の各号に掲げる職員を置かななければならない。

- 一 施設長
- 二 作業指導員

(工賃の支払)

第二十四条 授産施設の設置者は、利用者に対し、事業収入の額から事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(その他設備等に関する基準)

第二十五条 この章に定めるもののほか、授産施設の設備及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第五章 宿所提供施設

(規模)

第二十六条 宿所提供施設は、三十人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 宿所提供施設において、被保護者の数の占める割合は、入所者の総数のおおむね百分

の五十以上でなければならない。

(設備)

第二十七条 宿所提供施設には、当該施設の用に供する専用の設備として次の各号に掲げるものを設けなければならない。ただし、規則で定めるときは、この限りでない。

- 一 居室
- 二 炊事設備
- 三 便所
- 四 面接室
- 五 事務室

2 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第二十八条 宿所提供施設には、施設長を置かなければならない。

(その他設備等に関する基準)

第二十九条 この章に定めるもののほか、宿所提供施設の設備及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第六章 医療保護施設

(設備及び運営)

第三十条 医療保護施設の設置者は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）その他医療に関する法令に基づき、当該医療保護施設の適切な管理及び運営を行わなければならない。

第七章 雑則

(規則への委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、保護施設等の設備及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十四号

三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 婦人保護施設の設置者は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉を目的とする事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援及び適切な処遇を行うよう努めなければならない。

(この条例で定める基準)

第三条 婦人保護施設の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準の向上に努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生、入所者に対する危害の防止及び防災対策について十分考慮されたものでなければならない。

(設備)

第五条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件に適合する建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、この限りでない。

2 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 事務室
- 二 相談室
- 三 宿直室
- 四 居室
- 五 集会室兼談話室
- 六 静養室
- 七 医務室
- 八 作業室
- 九 食堂
- 十 調理室
- 十一 洗面所

十二 浴室

十三 便所

十四 洗濯室

十五 非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。第八条において同じ。）に際して必要な消火設備その他の設備

3 前項に規定する設備に関し必要な基準は、規則で定める。

（職員）

第六条 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、栄養士、調理員その他必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

（施設長の資格要件）

第七条 婦人保護施設の施設長は、施設を運営する能力及び熟意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 三十歳以上の者であつて、社会福祉法第十九条に規定する社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）若しくは更生保護事業（更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する更生保護事業をいう。）に三年以上従事したものであること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

（非常災害対策）

第八条 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知しなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（苦情への対応）

第九条 婦人保護施設の設置者は、入所者の処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 婦人保護施設の設置者は、入所者に対して行った処遇に関し、売春防止法第三十四条に規定する婦人相談所から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする。

4 婦人保護施設の設置者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

（帳簿の整備）

第十条 婦人保護施設の設置者は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳

簿を整備しておかなければならない。

(自立の支援等)

第十一条 婦人保護施設の設置者は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。

2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。

3 第一項の指導及び援助に関し必要な基準は、規則で定める。

(保健衛生)

第十二条 婦人保護施設の設置者は、毎年二回以上定期に入所者の健康診断を行わなければならない。

2 婦人保護施設の設置者は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 婦人保護施設の設置者は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 婦人保護施設の設置者は、当該婦人保護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十三条 婦人保護施設の設置者は、入所者に係る給付金で規則で定めるものの支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(入所者の人権擁護)

第十四条 婦人保護施設の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、婦人保護施設の設備及び運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十五号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第二十条）
- 第二章 助産施設（第二十一条―第二十四条）
- 第三章 乳児院（第二十五条―第三十三条）
- 第四章 母子生活支援施設（第三十四条―第四十二条）
- 第五章 保育所（第四十三条―第四十九条）
- 第六章 児童厚生施設（第五十条―第五十二条）
- 第七章 児童養護施設（第五十三条―第六十条）
- 第八章 福祉型障害児入所施設（第六十一条―第六十四条）
- 第九章 医療型障害児入所施設（第六十五条―第六十八条）
- 第十章 福祉型児童発達支援センター（第六十九条―第七十二条）
- 第十一章 医療型児童発達支援センター（第七十三条―第七十六条）
- 第十二章 情緒障害児短期治療施設（第七十七条―第八十三条）
- 第十三章 児童自立支援施設（第八十四条―第九十二条）
- 第十四章 児童家庭支援センター（第九十三条―第九十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において「児童福祉施設」とは、法第七条第一項に規定する児童福祉施設であつて、知事の監督に属するものをいう。

（この条例で定める基準の目的）

第三条 この条例で定める基準は、児童福祉施設に入所している者及び児童福祉施設を利用している者（以下「利用者等」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかにして、社会に適應するよう育成されることを保障するものとする。

（この条例で定める基準の向上）

第四条 知事は、この条例で定める基準を常に向上させるよう努めるとともに、三重県社会福祉審議会条例（平成十二年三重県条例第五号）第一条の規定により設置された三重県社会福祉審議会の意見を聴いた上で、児童福祉施設に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

(この条例で定める基準と児童福祉施設)

第五条 児童福祉施設の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない。

- 2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、この条例で定める基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第六条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該児童福祉施設の運営を行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設の運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 5 児童福祉施設の構造及び設備は、採光、換気等の利用者等の保健衛生及び利用者等に対する危害防止について十分考慮されたものでなければならない。
- 6 児童福祉施設の設置者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第七条 児童福祉施設の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条において「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に当該児童福祉施設の長及び職員に周知するよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月一回は、避難訓練及び消火訓練を行わなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、児童福祉施設の設置者は、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

(職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設の利用者等の援助に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、並びに児童福祉に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第九条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員)

第十条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに利用者等の援助に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第十一条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の国籍、信条、社会的身分又は入所若しくは利用に要する費用の負担によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設の長及び職員は、当該児童福祉施設に入所している児童又は当該児童福祉施設を利用している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関し児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十四条 児童福祉施設の設置者は、利用者等の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、衛生管理等に関し必要な基準は、規則で定める。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十五条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所している児童に係る給付金で規則で定めるもの（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、当該給付金として支払を受けた金銭を規則で定めるところにより管理しなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第十六条 児童福祉施設の設置者は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関して規程を設けなければならない。

- 一 利用者等の援助に関する事項
- 二 施設の管理等についての重要事項

(帳簿の整備)

第十七条 児童福祉施設の設置者は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十八条 児童福祉施設の長及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又は当該利用者等の家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設の長又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等又は当該利用者等の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十九条 児童福祉施設の設置者は、利用者等又は当該利用者等の保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の長及び職員以外の者を関与させなければならない。
- 3 児童福祉施設の設置者は、利用者等に対して行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(その他運営に関する基準)

第二十条 この章に定めるもののほか、児童福祉施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第二章 助産施設

(種類)

第二十一条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

- 2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。
- 3 第二種助産施設とは、医療法の助産所である助産施設をいう。

(第二種助産施設の職員)

第二十二条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、第二種助産施設の職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(第二種助産施設と異常分娩^{べん})

第二十三条 第二種助産施設に入所している妊婦が、産科手術を必要とする異常分娩^{べん}をす
るおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに当該妊婦を第一種助産施設そ
の他適当な病院又は診療所に入院させ、又は入所させる手続をとらなければならない。
ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

(その他運営に関する基準)

第二十四条 この章に定めるもののほか、助産施設の運営に関し必要な基準は、規則で定
める。

第三章 乳児院

(設備)

第二十五条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室（ほふくをする乳児又は満二歳に満たない幼児を保育する部屋をいう。第四十三条において同じ。）、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

第二十六条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第二十七条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員（個別の対応が必要な児童等への面接又は援助を行う職員をいう。以下同じ。）、家庭支援専門相談員（児童の早期の家庭への復帰又は親子関係の再構築等を支援するために、相談その他必要な援助を行う職員をいう。以下同じ。）、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又は当該乳幼児の保護者十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

第二十八条 乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の員数に関し必要な基準は、規則で定める。

(乳児院の長の資格等)

第二十九条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの

- 2 前項に定めるもののほか、乳児院の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(養育)

第三十条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、当該乳幼児の人格の形成に資するものでなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乳児院における養育に関し必要な基準は、規則で定める。

(自立支援計画の策定)

第三十一条 乳児院の長は、前条第一項の規定による養育の目的を達成するため、入所し

ている個々の乳幼児について、乳幼児及び当該乳幼児の家庭の状況等を勘案して、当該乳幼児の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十二条 乳児院の設置者は、法第三十七条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(その他運営に関する基準)

第三十三条 この章に定めるもののほか、乳児院の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四章 母子生活支援施設

(設備)

第三十四条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等の理由により必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。
- 三 第一号に掲げる設備に加え、乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には医務室及び静養室を設けること。
- 四 前三号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第三十五条 母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。第三十七条において同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

- 2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。
- 3 配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行うときは、個別対応職員を置かなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十六条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの

- 2 前項に定めるもののほか、母子生活支援施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則

で定める。

(母子支援員の資格)

第三十七条 母子支援員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(生活の支援)

第三十八条 母子生活支援施設における生活の支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、退所後の生活の安定及び親子関係の再構築等が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第三十九条 母子生活支援施設の長は、前条の規定による生活の支援の目的を達成するため、入所している個々の母子について、母子及び当該母子の家庭の状況等を勘案して、当該母子の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第四十条 母子生活支援施設の設置者は、法第三十八条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第四十一条 第三十四条第二号の規定により、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、次章の規定(第四十五条第二項を除く。)を準用する。

2 前項に定めるもののほか、保育所に準ずる設備の職員の員数に関し必要な基準は、規則で定める。

(その他運営に関する基準)

第四十二条 この章に定めるもののほか、母子生活支援施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第五章 保育所

(設備)

第四十三条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室(ほふくをしない乳児又は満二歳に満たない幼児を保育する部屋をいう。)又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)、調理室及び便所を設けること。
- 三 前二号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(保育所の設備の基準の特例)

第四十四条 規則で定める要件を満たす保育所の設置者は、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所には、当該保育所において行う必要がある調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所の設備の基準の特例に関し必要な基準は、規則で定

める。

(職員)

第四十五条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の員数に関し必要な基準は、規則で定める。

(保育)

第四十六条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、規則で定める指針に従うものとする。

(公正な選考)

第四十七条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この条及び次条において「就学前保育等推進法」という。)第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用する法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する乳幼児を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第四十八条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供するサービス(当該徴収金等を支払う保護者等の選定により提供されるものを除く。)に関し当該保護者等から利用料の支払を受けるときは、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該保護者等の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

(その他運営に関する基準)

第四十九条 この章に定めるもののほか、保育所の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第六章 児童厚生施設

(設備)

第五十条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第五十一条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(その他運営に関する基準)

第五十二条 この章に定めるもののほか、児童厚生施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第七章 児童養護施設

(設備)

第五十三条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童三十人以上を入所させる児童養護施設には、医務室及び静養室を設けること。

三 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

四 前三号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第五十四条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行うときは、職業指導員を置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童養護施設の長の資格等)

第五十五条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、児童養護施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童指導員の資格)

第五十六条 児童指導員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(養護)

第五十七条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及び自立を支援することを目的として行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第五十八条 児童養護施設の長は、前条の規定による養護の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第五十九条 児童養護施設の設置者は、法第四十一条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(その他運営に関する基準)

第六十条 この章に定めるもののほか、児童養護施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備)

第六十一条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（次条において「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。
- 二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。
- 三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。
 - イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
 - ロ 浴室及び便所の手すり並びに点字その他の特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- 四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- 五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。
 - イ 訓練室及び屋外訓練場
 - ロ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備
- 六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。
- 七 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第六十二条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、前項に規定する職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 3 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。
- 4 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規

定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 5 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行うときは心理指導担当職員を、職業指導を行うときは職業指導員を置かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(入所支援計画の策定)

第六十三条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を策定し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(その他運営に関する基準)

第六十四条 この章に定めるもののほか、福祉型障害児入所施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第九章 医療型障害児入所施設

(設備)

第六十五条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギプス室、手芸、陶芸その他の特殊手工芸等の作業を指導するために必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備があるときは、設けることを要しないこと。
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第六十六条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

- 2 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。
- 3 主として重症心身障害児（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、前項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(入所支援計画の策定)

第六十七条 医療型障害児入所施設の長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。

(その他運営に関する基準)

第六十八条 この章に定めるもののほか、医療型障害児入所施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十章 福祉型児童発達支援センター

(設備)

第六十九条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 二 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。
- 三 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。
- 四 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第七十条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行うときは、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

- 2 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、前項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 3 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する職員及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(入所支援計画の策定)

第七十一条 福祉型児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規

定を準用する。

(その他運営に関する基準)

第七十二条 この章に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備)

第七十三条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第七十四条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所支援計画の策定)

第七十五条 医療型児童発達支援センターの長の計画の策定については、第六十三条の規定を準用する。

(その他運営に関する基準)

第七十六条 この章に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十二章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第七十七条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 前号に定めるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(職員)

第七十八条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第七十九条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規則で定める者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

(心理療法及び生活指導)

第八十条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会への適応能力の回復を図り、当該児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第八十一条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条の規定による心理療法及び生活指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第八十二条 情緒障害児短期治療施設の設置者は、法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(その他運営に関する基準)

第八十三条 この章に定めるもののほか、情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十三章 児童自立支援施設

(設備)

第八十四条 児童自立支援施設の学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定を準用する。ただし、学科指導を行わないときは、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十三条の規定を準用する。

3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(職員)

第八十五条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行うときは、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 実習設備を設けて職業指導を行うときは、職業指導員を置かなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、職員の員数及びその他職員に関し必要な基準は、規則で定める。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第八十六条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（第三号において「養成所」という。）において行われる児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上（養成所において行われる児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上）従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、規則で定める要件に該当するもの

2 前項に定めるもののほか、児童自立支援施設の長の資格等に関し必要な基準は、規則で定める。

（児童自立支援専門員の資格）

第八十七条 児童自立支援専門員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

（児童生活支援員の資格）

第八十八条 児童生活支援員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

（生活指導及び職業指導）

第八十九条 児童自立支援施設における全ての生活指導及び職業指導は、児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第九十条 児童自立支援施設の長は、前条の規定による生活指導及び職業指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及び当該児童の家庭の状況等を勘察して、当該児童の自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第九十一条 児童自立支援施設の設置者は、法第四十四条に規定する業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（その他運営に関する基準）

第九十二条 この章に定めるもののほか、児童自立支援施設の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十四章 児童家庭支援センター

（設備）

第九十三条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員）

第九十四条 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務を担当する職員を置かなければならない。

- 2 前項の職員は、規則で定める要件に該当する者でなければならない。

(その他運営に関する基準)

第九十五条 この章に定めるもののほか、児童家庭支援センターの運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(乳児院等の設備に関する経過措置)

- 2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第七十一号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下この項において「乳児院等」という。）の建物であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものについては、第二十五条第一号、第二十六条第一号、第三十四条第一号又は第五十三条第一号（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(乳児院等の長に関する経過措置)

- 3 平成二十三年九月一日以前に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は情緒障害児短期治療施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）である者であつて、この条例の施行の際現に当該乳児院等の長であるものについては、第二十九条第一項、第三十六条第一項、第五十五条第一項又は第七十九条第二項の規定は、適用しない。

(児童自立支援施設の長等に関する経過措置)

- 4 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第二十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員又は児童生活支援員（以下この項において「児童自立支援施設の長等」という。）である者であつて、この条例の施行の際現に当該児童自立支援施設の長等であるものは、第八十六条から第八十八条までの規定にかかわらず、この条例の規定による当該児童自立支援施設の長等とみなす。

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める
条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十六号

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条の二第四項及び第五項、第十八条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定に基づき、病床数の補正の基準、専属薬剤師の設置並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

(病床数の補正)

第二条 法第七条の二第四項の規定により、同条第一項若しくは第二項に規定する申請があつた場合又は同条第三項に規定する措置を採るべきことを命ずる場合において、知事が当該各項に定める地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、規則で定める。

2 法第七条の二第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項に規定する申請があつた場合又は同条第三項に規定する措置を採るべきことを命ずる場合において、知事が当該各項に定める地域における既存の病床数を算定するに当たつて既存の療養病床の病床数とみなす介護老人保健施設の入所定員数の基準は、規則で定める。

(専属薬剤師の設置)

第三条 法第十八条の規定により、専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、規則で定める。

(病院の人員)

第四条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、次に掲げる従業者を有しなければならない。

- 一 薬剤師
- 二 看護師及び准看護師
- 三 看護補助者
- 四 栄養士
- 五 診療放射線技師、事務員その他の従業者
- 六 理学療法士及び作業療法士

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

(病院の施設)

第五条 法第二十一条第一項の規定により、病院は、消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）を有しなければならない。

2 療養病床を有する病院は、前項の消毒施設及び洗濯施設のほか、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室

3 第一項の消毒施設及び洗濯施設並びに前項各号に掲げる施設の構造設備は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の人員)

第六条 法第二十一条第二項の規定により、療養病床を有する診療所は、次に掲げる従業者を有しなければならない。

- 一 看護師及び准看護師
- 二 看護補助者
- 三 事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

(療養病床を有する診療所の施設)

第七条 法第二十一条第二項の規定により、療養病床を有する診療所は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室

2 前項各号に掲げる施設の構造設備は、規則で定める。

(非常災害対策)

第八条 病院又は診療所の管理者は、消防設備及び震災、風水害、火災その他の災害（以下この条において「非常災害」という。）に対して必要な設備を設け、当該病院又は診療所の実状に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての従業者に周知するよう努めなければならない。

2 病院又は診療所の管理者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うよう努めなければならない。

(患者の人権擁護)

第九条 病院又は診療所の管理者は、患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県が管理する県道の整備に関する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十七号

三重県が管理する県道の整備に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県が管理する県道（以下「県道」という。）の整備を図るため、県道の整備方針、県道の構造の技術的基準等に関する事項を定め、もって県内の交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

(県道の整備方針)

第二条 県道の整備は、県道の通行者及び利用者の安全かつ円滑な交通及び利便の確保に資するため、県道の交通の状況、沿道の土地利用の状況、地形の状況その他の地域の実情を総合的に勘案して行うものとする。

(県道の構造の技術的基準)

第三条 道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十条第三項に規定する県道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- 一 幅員
- 二 線形
- 三 視距
- 四 勾配
- 五 路面
- 六 排水施設
- 七 交差又は接続
- 八 待避所
- 九 横断歩道橋、柵その他安全な交通を確保するための施設
- 十 前各号に掲げるもののほか、県道の構造について必要な事項

(県道に設ける道路標識の寸法)

第四条 法第四十五条第三項に規定する県道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県公告式条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十八号

三重県公告式条例の一部を改正する条例

三重県公告式条例（昭和二十六年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、公布しようとする」を「公布しようとする」に、「および」を「及び」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「天災事変等」を「天災その他やむを得ない事情」に、「かえる」を「代える」に改める。

第三条を削る。

第四条第一項中「公布しようとするとき」を「公布し、」に改め、同条第二項を次のように改める。

- 2 規則の公布又は知事の定める規程の公表は、県公報に登載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により県公報に登載して公布し、又は公表することができないときは、県庁前の掲示場に掲示してこれに代えることができる。

第四条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

第四条 前条の規定は、県の機関（知事及び教育委員会を除く。以下この条及び次条において同じ。）の定める規則の公布又は県の機関の定める規程で公表を要するものの公表について準用する。

第五条を次のように改める。

（規則等の施行期日）

第五条 規則若しくは知事の定める規程又は県の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程において特に施行期日を定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三重県公告式条例の規定により公布又は公表されている条例、規則及び知事の定める規程並びに県の機関の定める規則及び規程は、この条例による改正後の三重県公告式条例の相当規定により公布又は公表されたものとみなす。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十九号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号の項を次のように改める。

<p>四 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。）及び同法の施行のための規則に基づき次に掲げる事務（墓地の区域の面積が五ヘクタール以上のものを除く。）</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による経営の許可</p> <p>ロ 法第十条第二項の規定による変更又は廃止の許可</p> <p>ハ 法第十八条第一項の規定による立入検査及び管理者からの報告の徴収</p> <p>ニ 法第十九条の規定による施設の整備改善命令、使用の制限命令、使用禁止命令及び許可の取消し</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づき事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>多気町</p>
--	------------

別表第二第五号の項ホ中「受理」の下に「及び法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による専用水道の業務委託の届出の受理」を加え、同項ヘ及びト中「による」の下に「専用水道の」を加え、同項チを削り、同項リ中「による」の下に「専用水道の」を加え、同項リを同項チに、同項ヌを同項リとし、同表第五号の四の項イ中(イ)及び(ロ)を削り、(ハ)を(イ)とし、(ニ)を(ロ)とし、(ホ)を(ハ)とし、(ハ)から(ヲ)までを削り、同項ロを削り、同項ハを同項ロとし、同項ニ中(イ)を削り、

<p>(ロ) 法第六十九条第二項の規定による薬局開設者、高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等</p>	<p>を</p>
<p>(イ) 法第六十九条第二項の規定による高度管理医療機器等の販売業者若しくは賃貸業者又は管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者からの報告の徴収及びそれらの施設に係る立入検査等</p> <p>(ロ) 法第六十九条第三項の規定による薬局開設者からの報告の徴収及び施設に係る立入検査等</p>	<p>に</p>

改め、「法第七十条第一項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を「法第七十条第一項の規定による」に改め、(ニ)及び(ホ)を削り、「法第七十二条第四項の規定による薬局開設者、」を「法第七十二条第四項の規定による」に改め、(ハ)を(ニ)とし、(ト)を削り、(チ)を(ホ)とし、「薬局開設者、薬局製造販売医薬品の製造販売業者若しくは製造業者、」を削り、(リ)を(ハ)とし、(ヌ)を(ト)とし、(ル)を(チ)とし、(マ)から(カ)までを削り、(ヨ)を(リ)とし、「薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、」を削り、(カ)を(ヌ)とし、(レ)から(ケ)までを(ル)から(ヨ)までとし、(フ)を削り、(イ)を(カ)とし、同項ニを同項ハとし、同項ホ中「薬局開設又は」を削り、「若しくは賃貸業の許可証の」を「又は賃貸業の許可証の」に、「若しくは賃貸業の取消処分等」を「又は賃貸業の取消処分等」に、「若しくは賃貸業の許可台帳」を「又は賃貸業の許可台帳」に改め、同項ホを同項ニとし、同表第二十六号の四の項中「四日市市」を「津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、いなべ市及び志摩市」に改め、同表第二十七号の項中「及び粉じんに関する規制」を削り、同表第三十号の項中

ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告	を
ナ 条例第二十七条の規定による指導、助言及び勧告 ラ 条例第二十七条の五第二項の規定による指導及び助言 ム 条例第二十七条の六第一項の規定による勧告 ウ 条例第二十七条の六第二項の規定による勧告 キ 条例第二十七条の六第三項の規定による公表 ノ 条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与	に

改め、同表第三十一号の項中「、鈴鹿市及びいなべ市」を「及び鈴鹿市」に改める。

附 則

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二第五号の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際改正後の別表第二第四号の項に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において多気町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、多気町長がした処分その他の行為又は多気町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 附則第一項ただし書に掲げる規定の施行の際改正後の別表第二第五号の項亦に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした届出の受理その他の行為で現にその効力を有するもの又は附則第一項ただし書に掲げる規定の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で同日以後において明和町長が管理し、及び執

行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、明和町長がした届出の受理その他の行為又は明和町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

- 4 附則第一項ただし書に掲げる規定の施行の際改正前の別表第二第五号の項下に掲げる事務に係る法令の規定により明和町長がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、同日以後における当該法令の適用については、知事がした処分その他の行為とみなす。
- 5 この条例の施行の際改正後の別表第二第二十六号の四の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において津市長、伊勢市長、松阪市長、桑名市長、鈴鹿市長、名張市長、尾鷲市長、いなべ市長又は志摩市長（以下この項において「津市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、津市長等がした処分その他の行為又は津市長等に対してなされた届出その他の行為とみなす。
- 6 この条例の施行の際改正後の別表第二第二十七号の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後において四日市市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、四日市市長がした処分その他の行為又は四日市市長に対してなされた届出その他の行為とみなす。
- 7 この条例の施行の際改正後の別表第二第三十号の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした指導その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた意見その他の行為で施行日以後において津市長、松阪市長、鈴鹿市長又は大紀町長（以下この項において「津市長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、津市長等がした指導その他の行為又は津市長等に対してなされた意見その他の行為とみなす。
- 8 この条例の施行の際改正後の別表第二第三十一号の項に掲げる事務に係る条例又は規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で施行日以後においていなべ市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、いなべ市長がした処分その他の行為又はいなべ市長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十号

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例

三重県行政機関設置条例（平成十七年三重県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（地域防災総合事務所）」に改め、同条第一項中「防災、保安、県民生活等」を「危機管理、市町等との連携、広聴、県民生活、防災、保安、環境保全、県行政の調整等」に、「県民センター」を「地域防災総合事務所」に改め、同条第二項の表以外の部分中「県民センター」を「地域防災総合事務所」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県桑名地域防災総合事務所	桑名市	桑名市、いなべ市、桑名郡及び員弁郡
三重県四日市地域防災総合事務所	四日市市	四日市市及び三重郡
三重県鈴鹿地域防災総合事務所	鈴鹿市	鈴鹿市及び亀山市
三重県津地域防災総合事務所	津市	津市
三重県松阪地域防災総合事務所	松阪市	松阪市及び多気郡
三重県伊賀地域防災総合事務所	伊賀市	名張市及び伊賀市

第五条を削り、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（地域活性化局）

第三条 法第百五十六条第一項の規定に基づき、危機管理、地域の活性化、市町等との連携、広聴、県民生活、防災、保安、環境保全、県行政の調整等に関する事務を処理させるため、地域活性化局を設置する。

2 地域活性化局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
三重県南勢志摩地域活性化局	伊勢市	伊勢市、鳥羽市、志摩市及び度会郡
三重県紀北地域活性化局	尾鷲市	尾鷲市及び北牟婁郡
三重県紀南地域活性化局	熊野市	熊野市及び南牟婁郡

第七条第二項の表中

三重県多気福祉事務所	松阪市	多気郡明和町及び多気郡大台町
三重県度会福祉事務所	伊勢市	度会郡

を

三重県多気度会福祉事務所	伊勢市	多気郡明和町、多気郡大台町及び度会郡
--------------	-----	--------------------

に

改める。

第八条を削り、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条の見出しを「（農林水産事務所等）」に改め、同条第一項中「、水産業、商工業及び環境保全」を「及び水産業」に、「農林水産商工環境事務所、農林商工環境事務所及び農政環境事務所」を「農林水産事務所、農林事務所及び農政事務所」に、「次項」を「以下この条」に、「農林水産商工環境事務所等」を「農林水産事務所等」に改め、同条第二項中「農林水産商工環境事務所等」を「農林水産事務所等」に改め、同項の表中

三重県桑名農政環境事務所
三重県四日市農林商工環境事務所
三重県津農林水産商工環境事務所
三重県松阪農林商工環境事務所
三重県伊勢農林水産商工環境事務所
三重県伊賀農林商工環境事務所
三重県尾鷲農林水産商工環境事務所
三重県熊野農林商工環境事務所

を

三重県桑名農政事務所
三重県四日市農林事務所
三重県津農林水産事務所
三重県松阪農林事務所
三重県伊勢農林水産事務所
三重県伊賀農林事務所
三重県尾鷲農林水産事務所
三重県熊野農林事務所

に

改め、同条に次の二項を加える。

- 3 農林水産事務所等に、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）第十二条の規定に基づく普及指導センターとして、地域農業改良普及センターを置く。
- 4 地域農業改良普及センターを置く農林水産事務所等並びに地域農業改良普及センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

地域農業改良普及センター を置く農林水産事務所等	地域農業改良普及センター		
	名 称	位 置	所 管 区 域
三重県桑名農政事務所	三重県桑名地域農業改良普及センター	桑名市	桑名市、いなべ市、桑名郡及び員弁郡
三重県四日市農林事務所	三重県四日市鈴鹿地域農業改良普及センター	四日市市	四日市市、鈴鹿市、亀山市及び三重郡
三重県津農林水産事務所	三重県津地域農業改良普及センター	津市	津市
三重県松阪農林事務所	三重県松阪地域農業改良普及センター	松阪市	松阪市及び多気郡
三重県伊勢農林水産事務所	三重県伊勢志摩地域農業改良普及センター	伊勢市	伊勢市、鳥羽市、志摩市及び度会郡
三重県伊賀農林事務所	三重県伊賀地域農業改良普及センター	伊賀市	名張市及び伊賀市
三重県熊野農林事務所	三重県紀州地域農業改良普及センター	熊野市	尾鷲市、熊野市、北牟婁郡及び南牟婁郡

第十一条を第十条とし、第十二条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長（以下この項において「旧行政機関の長」という。）がした処分その他の手続又は旧行政機関の長に対してなされた申請その他の手続は、旧行政機関の長に相当する改正後の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長がした処分その他の手続又は当該行政機関の長に対してなされた申請その他の手続とみなす。

(三重県災害対策本部に関する条例の一部改正)

- 3 三重県災害対策本部に関する条例（昭和三十七年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「県民センターに」を削る。

(三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

- 4 三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例（平成十七年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「県民センターに」を削る。

知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十一号

知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の給与の特例に関する条例（平成二十三年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 平成二十五年一月一日から同年四月三十日までの間における第二条の規定の適用については、同条中「百分の三十」とあるのは「百分の四十」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十二号

三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

三重県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成二十一年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三項を加える。

（条例の効力）

- 2 この条例は、平成二十五年三月三十一日（同日までに採択した基金の設置の目的を達成するための事業が同日までに完了しない場合にあつては、当該事業が完了する日の属する月の末日）限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

（処分の特例）

- 3 基金は、第一条に規定する医療施設耐震化臨時特例交付金を国庫に返納する事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

（経過措置）

- 4 附則第二項前段に規定する期限までに採択した基金の設置の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同項前段に規定する期限の翌日から起算して六月を経過する日（同日までに当該精算が完了した場合にあつては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十三号

三重県県税条例の一部を改正する条例

第一条 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項中「郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局のうち、」を「簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて」に改め、「を営む郵便局株式会社の営業所として当該銀行代理業」を削る。

第五十五条の六中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第五十五条の八中「第六項（一）の下に「同法第四十二条第八項又は」を加える。

第五十五条の十六及び第五十五条の十七を削る。

第八十一条第一項中「財団法人三重県体育協会」を「公益財団法人三重県体育協会」に改める。

第八十二条の二第一項第三号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

附則第十四条の七を削る。

附則第二十四条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

第五十五条の六中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中第十四条の三第一項の改正規定、第五十五条の十六及び第五十五条の十七を削る改正規定、第八十一条第一項及び第八十二条の二第一項第三号の改正規定、附則第十四条の七を削る改正規定並びに附則第二十四条第一号の改正規定 公布の日
 - 二 第二条の規定及び附則第三項の規定 平成二十七年十月一日（第一条の規定による三重県県税条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第一条の規定による改正後の三重県県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物

に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(第二条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第二条の規定による改正後の三重県県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第二号に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

三重県女性相談所条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十四号

三重県女性相談所条例の一部を改正する条例

三重県女性相談所条例（昭和三十九年三重県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（業務）」に改め、同条各号列記以外の部分中「事業」を「業務」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 売春防止法第三十四条第二項に規定する業務
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項に規定する業務

第二条第三号中「前各号」を「前二号」に、「要保護女子の保護更生」を「女性の保護及び自立支援」に、「事業を行うこと。」を「業務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十五号

認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定要件等に関する条例（平成十八年三重県条例第六十八号）の一部を
次のように改正する。

第三条第二号ロ中「幼稚園の教員の免許状（以下この号において「幼稚園教員免許状」という。）」を「幼稚園の教員免許状」に改め、同号ハ及びニ中「幼稚園教員免許状」を「幼稚園の教員免許状」に改め、同条第三号ロ中「施設設備」を「設備」に改め、「乳児室」の下に「（ほふくをしない子どもを保育する部屋をいう。以下この号において同じ。）」を、「ほふく室」の下に「（ほふくをする子どもを保育する部屋をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同号チ中「施設」を「設備」に改め、同号に次のように加える。

リ チの乳児室及びほふく室を一の部屋として満二歳に満たない子どもの保育を行う
場合には、子どもの安全等を確保するため、ほふくをしない子ども一人につき一・
六五平方メートル以上、ほふくをする子ども一人につき三・三平方メートル以上の
面積を確保しなければならない。

第三条第七号に次のように加える。

- (ウ) 震災、風水害、火災その他の災害（以下この号において「非常災害」という。）
に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実
情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、
関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画
を定期的に全ての職員に周知すること。
- (カ) 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行う
こと。
- (キ) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制
の整備を行うとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施す
ること。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十六号

三重県都市公園条例の一部を改正する条例

三重県都市公園条例（昭和四十七年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十一年政令第二百九十号」の下に「。以下「施行令」という。」を、「定めるもののほか、」の下に「県が設置する」を加える。

第二条を次のように改める。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第二条 主として一の市町の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び一の市町の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものを設置する場合における法第三条第一項の条例で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮すること。
- 二 都市公園を容易に利用することができるよう配置し、都市公園としての機能を十分に発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

第二条の次に次の一条を加える。

（公園施設の設置基準）

第二条の二 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

- 2 施行令第六条第一項第一号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として、前項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 施行令第六条第一項第二号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として、第一項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 4 施行令第六条第一項第三号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前三項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 5 施行令第六条第一項第四号に掲げる場合における法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

第十四条の十中「十五日」を「一月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十七号

三重県流域下水道条例の一部を改正する条例

三重県流域下水道条例（昭和六十二年三重県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）、下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）及び下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）に定めるもののほか、流域下水道及び公園等の設置その他の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条の見出しを「（設置）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

下水道法第二十五条の二第一項の規定に基づき、流域下水道を設置する。

第二条の次に次の二条を加える。

（流域下水道の構造の基準）

第二条の二 排水施設（これを補完する施設を含む。次項において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第三項において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
 - 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
 - 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
 - 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良その他の規則で定める措置が講じられていること。
- 2 排水施設の構造の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
 - 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
 - 三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する

箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

3 処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、第一項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。次条第六号において同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

4 前三項の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

（終末処理場の維持管理）

第二条の三 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号に定めるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

五 臭気、蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号に定めるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講じること。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十八号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

「第一章 総則（第一条―第三条）

第一章の二 県営住宅及び共同施設の

第一節 整備の方針（第三条の二―

第二節 敷地の基準（第三条の五・

第三節 県営住宅の基準（第三条の

第四節 共同施設の基準（第三条の

目次中「第一章 総則（第一条―第三条）」を

整備基準

第三条の四）

に改める。

第三条の六）

七―第三条の十二）

十三―第三条の十六）」

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 県営住宅及び共同施設の整備基準

第一節 整備の方針

（健全な地域社会の形成）

第三条の二 県営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第三条の三 県営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第三条の四 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第二節 敷地の基準

（位置の選定）

第三条の五 県営住宅及び共同施設の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

（敷地の安全等）

第三条の六 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これ

らに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

- 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

第三節 県営住宅の基準

(住棟等)

第三条の七 住宅の住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅)

第三条の八 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

- 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸)

第三条の九 住宅の一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とする。

- 住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。
- 住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第三条の十 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第三条の十一 住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第三条の十二 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

第四節 共同施設の基準

(児童遊園)

第三条の十三 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第三条の十四 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第三条の十五 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第三条の十六 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

- 2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全を確保するために必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第六条第一項中「定める者(一)の下に「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下この条において「単身入居困難者」という。)を除く。」を、「被災者等」の下に「及び福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十条第一項に規定する居住制限者」を加え、同項ただし書を削り、同項第五号イを次のように改める。

イ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合 二十一万四千元

- (1) 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和二十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- (3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百七十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- (5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (6) 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者
- (7) 中学校を卒業するまでの同居者がある入居者

第六条第一項第五号ロ中「旧令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千

円（当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千円）」に改め、同号ハ中「旧令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千円」に改め、同条第二項中「前項ただし書に規定する者」を「単身入居困難者」に改め、同条第三項中「第一項ただし書に規定する者」を「単身入居困難者」に改める。

第五十七条中「十五日」を「一月」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定（同条第一項第五号の改正規定を除く。）及び第五十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七十九号

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例

三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例をここに公布します。

平成二十四年十二月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八十号

三重県地域農業改良普及センター条例を廃止する条例

三重県地域農業改良普及センター条例（昭和三十九年三重県条例第四十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
